

函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において目指すべき将来の農地利用のあり方の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入等を支援することで、農業の成長産業化や所得の増大を図るため、農地利用効率化支援事業の実施に要する経費に係る補助金の交付に関し、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（平成17年7月15日付け支援第432号農政部長通知）、強い農業づくり事業の運用について（平成18年4月3日付け支援第128号農政部長通知。以下「運用」という。）、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金

実施要綱別表1の1の(1)融資主体型補助事業および(2)追加的信用供与補助事業（以下「補助事業」という。）による補助金をいう。

(2) 補助対象者

融資主体型補助事業の対象となる者で、実施要綱別記Iの第1の3の(1)のAに掲げる者をいう。

(3) 基金協会

追加的信用供与補助事業の対象となる者で、実施要綱別記Iの第1の3の(2)のAに掲げる者をいう。

(4) 補助対象者等

前2号の補助対象者および基金協会をいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次に掲げるものとし、予算の範囲内において交付する。ただし、実施要綱別記Iの第2の2の(5)に掲げる金額を上限とする。

(1) 融資主体型補助事業の補助金の額は、次に掲げるもののうち最も低い額とする。

ア 補助事業に要する経費に10分の3を乗じて得た額

イ 補助事業に要する経費のうち融資額

ウ 補助事業に要する経費から融資額を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

補助事業に要する融資額の合計額に15分の1を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 交付申請書(融資主体型補助事業の場合は別記第1号様式、追加的信用供与補助事業の場合は別記第2号様式)

(2) 納税対応状況申出書(別記第3号様式)

(3) その他市長が認める書類または図面

2 補助対象者は、交付申請書を提出するにあたり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(着工)

第5条 補助事業の着工は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、補助事業の効率的な実施を図るため、緊急かつやむを得ない事情があるときは、その理由を明記した交付決定前着工届（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。この場合においては、補助対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

2 補助対象者は、補助事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届（別記第5号様式）により、市長に届け出るものとする。ただし、前項の交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。

（竣工）

第6条 補助対象者は、建設工事の完成および機械器具の導入が完了したときには、速やかにその旨を竣工届（別記様式第6号）または機械導入完成届（別記様式第7号）により、市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象者等は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（融資主体型補助事業の場合は別記第8号様式、追加的信用供与補助事業の場合は別記第9号様式）

(2) その他市長が認める書類または図面

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助対象者は、前項による実績報告書を提出するにあたり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助対象者は、第1項による実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、消費税等仕入控除税額等報告書（別記第10号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

ない。また、補助対象者は、当該補助金に係る仕入れ額に係る消費税等相当額が明らかにならない場合または当該補助金に係る仕入れ額に係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年4月30日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第8条 補助対象者等は、本事業に係るすべての帳簿および書類ならびに取得財産については財産管理台帳（別記様式第11号）を整備保管し、市長が必要と認める場合には速やかに提出しなければならない。

2 前項の帳簿および書類ならびに財産管理台帳は、補助対象者においては当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、基金協会にあっては追加的信用供与補助事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了（保証債務の償還、求償権の回収もしくは終了した時点をいう。）するまでの間、保存しなければならない。ただし、取得財産について処分制限期間を経過していない場合においては、期間満了まで保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条第1項関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体型補助事業）交付申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所

氏名または団体名

および代表者氏名

令和 年度農地利用効率化等支援事業について、補助金の交付を受けたいので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 補助事業の目的およびその概要

2. 補助事業の着工および完了の予定期日

着 工 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

3. 補助事業に要する経費 金 円

4. 補助金等交付申請額 金 円

5. 経費の内訳

(単位：円)

整備内容	補助事業に 要する経費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費の内訳				備考
		補助金 (A)	融資額 (B)	自己資金 (C)	その他 (D)	
計						
うち消費税額						

6. 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	3年度目 (年度)

7. 補助事業の収支予算

収入の部

(単位：円)

項 目	本 年 度 予 算 額		前 年 度 予 算 額		増 減		内 訳
		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業	
補助金							
融資額							
自己資金							
合 計							

支出の部

(単位：円)

項 目	本 年 度 予 算 額		前 年 度 予 算 額		増 減		内 訳
		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業	
合 計							

8. 添付書類

納税対応状況申出書

別記第2号様式（第4条第1項関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金（追加的信用供与補助事業）交付申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

住 所
団体名および
代表者氏名

令和 年度農地利用効率化等支援事業について、補助金の交付を受けたいので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 補助事業の目的およびその概要

2. 補助事業の着工および完了の予定期日

着 工 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

3. 補助事業に要する経費 金 円

4. 補助金等交付申請額 金 円

5. 経費の内訳

(単位：円)

資金名	保証件数	保証対象融資金額 (A)	補助金額 (A) × 1/15	備考
計				

6. 添付書類

別記第3号様式（第4条第1項関係）

納税対応状況申出書

令和 年 月 日

函館市長様

住所
氏名または団体名
および代表者氏名

納税対応（予定）		該当項目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一般事業者	
	（1）課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上	
	（2）課税売上高5億円超または課税売上割合95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	（ア）課税売上対応	
	（イ）共通売上対応	
	（ウ）非課税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合5%を	超える
		以下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3および4に○印をつけた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち（2）のイの（ウ）以外の者を除く。）

2 1または2に該当する者は、3および4の記載は不要。

3 1または2に該当する以外の者が4の「徳収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

別記第4号様式（第5条第1項関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定前着工届

令和 年 月 日

函館市長 様

住 所
氏名または団体名
および代表者氏名

令和 年 月 日付で申請しました農地利用効率化等支援事業に基づく補助事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わない。

事 業 内 容	
事 業 費	
着工（発注）予定年月日	
竣工（納品）予定年月日	
着工（納品）場所	
交付決定前着工の理由	

注1 工程表等を添付すること。

別記第5号様式（第5条第2項関係）

着 工 届

令和 年 月 日

函館市長 様

住 所

氏名または団体名

および代表者氏名

令和 年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた農地利用効率化等支援事業に基づく補助事業について、下記のとおり着工しましたので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

事 業 内 容	
事 業 費	
契 約 年 月 日	
着 工（発注）年月日	
竣 工（納品）予定年月日	
完 了 予 定 年 月 日	
着 工（納品）業者	
着 工（納品）場所	

注1 工程表等を添付すること。

竣 工 届

令和 年 月 日

函館市長 様

住 所

氏名または団体名

および代表者氏名

令和 年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた農地利用効率化等支援事業に基づく補助事業について、下記のとおり竣工しましたので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

記

施 設 の 名 称	
契 約 金 額	
竣 工 年 月 日	
完了予定年月日	
着 工 業 者	
着 工 場 所	

注1 完成写真を添付すること。

2 必要に応じ請負人等の完了届の写しを添付すること。

機 械 導 入 完 成 届

令和 年 月 日

函館市長 様

住 所
氏名または団体名
および代表者氏名

令和 年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた農地利用効率化等支援事業に基づく補助事業について、下記のとおり機械の導入が完成しましたので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

記

機 械 の 名 称	
規 格 ・ 型 式 等	
購 入 価 格	
納 品 年 月 日	
完了予定年月日	
納 品 業 者	
納 品 場 所	

- 注1 この様式は、機械を導入したときに使用すること。
- 2 同じ種類の機械を同時に複数台導入した場合、表を「別紙のとおり」と書き換え、別紙にて一覧にまとめることは差し支えないこと。
- 3 納品写真を添付すること。

別記第8号様式（第7条第1項関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体型補助事業）実績報告書

令和 年 月 日

函館市長様

住所

氏名または団体名

および代表者氏名

令和 年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた農地利用効率化等支援事業に基づく補助事業について、令和 年 月 日完了しましたので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき報告します。

記

補助金等交付決定通知額 金 円
補助金等領収済額 金 円
補助金等領収未済額 金 円

1. 経費の内訳（実績）

（単位：円）

整備内容	補助事業に 要する経費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費の内訳				備考
		補助金 (A)	融資額 (B)	自己資金 (C)	その他 (D)	
計						
うち消費税額						

2. 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	3年度目 (年度)

3. 補助事業の収支決算

収入の部

(単位：円)

項目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
	うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		
補助金							
融資額							
自己資金							
合 計							

支出の部

(単位：円)

項目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
	うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		うち 補助対象事業		
合 計							

4. 添付書類

注1 融資機関からの融資決定通知等融資額を確認しうる書類、整備事業に係る契約書および請求書等当該整備事業に係る事業費が確認しうる書類を添付すること。

別記第9号様式（第7条第1項関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金（追加的信用供与補助事業）実績報告書

令和 年 月 日

函館市長様

住所
団体名および
代表者氏名

令和 年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた農地利用効率化等支援事業に基づく補助事業について、令和 年 月 日完了しましたので、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき報告します。

記

補助金等交付決定通知額 金 円
補助金等領収済額 金 円
補助金等領収未済額 金 円

1. 経費の内訳（実績）

（単位：円）

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金額 (A)×1/15	備考
計				

2. 添付書類

注1 保証実績を証する書類を添付すること。

別記第10号様式（第7条第3項関係）

消費税等仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日

函館市長 様

住 所

氏名または団体名

および代表者氏名

令和 年 月 日函農農をもって補助金の交付の決定を受けた農地利用効率化等支援事業に基づく補助事業について、函館市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税	金	円
3 消費税等の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・記の3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること）
 - ・事業実施主体等が消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ。）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

※消費税等の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期を記載
申告予定時期 年 月

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記第11号様式（第8条第1項関係）

財 産 管 理 台 帳

補助対象者名：

事業実施年度		令和 年度		事業名		農地利用効率化等支援事業							
事業の内容			事業実施期間		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
施設・ 機械名	型式等	設置場所	着工 年月日	完了 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
						補助金	融資額	その他					

注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先および抵当権等の設定権者の名称または交付金返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄および処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。